

大学機関別認証評価に関するQ & A

令和6年9月

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

目次

評価の実施体制、方法

実施体制

- Q 1 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。..... - 1 -

自己評価書作成全般について

- Q 2 実施大綱の実施方法に記載されている「書面調査では確認できなかった事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。..... - 1 -
- Q 3 「分析項目」ごとに「分析の手順」が記載されているが、この「分析の手順」に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。1つでも確認できない事項があると「基準を満たさない」となるのか。..... - 1 -
- Q 4 評価の対象となるのは具体的にいつからいつまでか。（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等について記述することは可能か。..... - 2 -
- Q 5 「優れた成果が確認できる取組」について、自己評価書の様式には根拠資料・データ欄がないが、根拠資料をどのように添付すればよいか。..... - 2 -
- Q 6 「(より望ましい取組として分析)」と記載がある分析項目は、分析は必須ではないと考えてよいか。..... - 2 -

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

- Q 7 分析項目1-1-1について、「共同教育課程等」とは何を指すか。..... - 3 -
- Q 8 共通基礎データ様式1について、非常勤教員を学科ごとに採用していない場合は、どのように記載したらよいか。..... - 3 -
- Q 9 「分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと」について、どのように分析すればよいか。..... - 3 -

- Q10 基準1-2の分析において、教員の年齢別、性別の人数分布に特任教員の人数を含めることは可能か。..... - 3 -
- Q11 別紙様式1-3-1に記載する教員組織は、教育を担当しない附属施設や学内センターについても教員が所属するものはすべて記載する必要があるか。..... - 4 -
- Q12 分析項目1-3-3に「教育研究活動について審議し又は実施する組織」とあるが、どの範囲まで網羅すればよいのか。..... - 4 -

領域2 内部質保証に関する基準

- Q13 機関別内部質保証の対象とすべき「大学の教育研究活動等」とは、どの範囲の活動を指しているか。..... - 4 -
- Q14 内部質保証体制において、自己点検・評価委員会で審議した結果を役員会、教育研究評議会で審議・承認する体制となっている場合、別紙様式2-1-1の「(1)中核となる委員会等」にはこれらすべての会議体が該当するか。 - 4 -
- Q15 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成にあたっての留意事項に「教育研究上の基本組織」との記載があるが、具体的にどのような組織単位を想定しているのか。..... - 4 -
- Q16 基準2-3「内部質保証が実際に機能している」を満たしていると判断するためには、どのような事実を確認すればよいか。..... - 5 -
- Q17 基準2-3について、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価されるのは、どのような場合か。..... - 5 -
- Q18 基準2-4における「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直し」は内部質保証にどのような関係があるのか。..... - 5 -
- Q19 分析項目2-5-1では、「教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること」を分析することが求められているが、具体的にはどのようなことを確認する必要があるのか。..... - 6 -
- Q20 分析項目2-1-3及び2-2-3に「施設及び設備、～」とあるが、当該「施設及び設備」は教育活動に供される施設及び設備のみを指すのか、広く大学全体の施設及び設備を指すのか。..... - 6 -
- Q21 「教育課程」の定義は何か。学位プログラムとの関係はどのようなものか。..... - 6 -

- Q22 分析項目2-1-2に「それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように」とあるが、体制の整備は、「教育研究上の基本組織」、「教育課程」ごとに必要か。..... - 6 -
- Q23 2巡目までは教養教育の実施体制について分析のための基本的な観点が設けられていたが、3巡目ではどの分析項目で分析し、判断するのか。..... - 7 -
- Q24 分析項目2-1-3における「施設及び設備、学生支援並びに学生の受入」の責任体制は、全学的な体制を分析すればよいのか。教育研究上の基本組織においても必要か。..... - 7 -
- Q25 「教育課程」「学生の受入」「施設及び設備」「学生支援」の質保証を担う組織を束ねる組織（すべての質保証に責任を持つ組織）を別途定める必要があるのか。..... - 8 -
- Q26 基準2-1及び基準2-2が求める内部質保証に関する体制、手順について、「内部質保証」という表現を含む規定を整備していないが、「内部質保証」という表現を明示した組織、規定が必要か。..... - 8 -
- Q27 分析項目2-1-4においては、「研究活動」「地域貢献活動」「教育の国際化」といった3つすべての観点について分析する必要があるのか。..... - 8 -
- Q28 別紙様式2-3-1に記述する「改善・向上が必要と確認された事項」について、取組状況が分かる根拠資料・データの提出は必要か。..... - 9 -
- Q29 基準2-5に関し、基幹教員制度（「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）等により新たに導入された制度）を導入している場合に、分析において留意すべきことは何か。..... - 9 -
- Q30 分析項目2-5-1では「・基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する」、及び分析項目2-5-2では「・基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員に係る教員評価の実施について規則等で規定していることを確認する」ことが求められているが、既存の規則に基幹教員の要件に関する規定を追記しなければいけないということか。または、基幹教員のみを対象とした規則等を新たに制定しなければいけないというか。..... - 9 -

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

- Q31 財務諸表等の根拠資料・データについて、「承認後に提出ください。」とあるが、自己評価書提出後に承認される場合、どのように対応したらよいか。.....
..... - 10 -

- Q32 分析項目3-2-1の分析の手順に示されている、「大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合」とは具体的にどのような場合なのか。.....- 10 -
- Q33 分析項目3-5-4の根拠資料となる「監査の連携状況が具体的に確認できる資料」について、具体的にどのような資料を提出すればよいか。.....- 11 -
- Q34 別紙様式3-6-1において、公表状況を示すウェブサイト URL は具体的にどのページを示せばよいか。.....- 11 -
- Q35 分析項目3-6-1において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。.....- 11 -
- Q36 分析項目3-6-1において、学校教育法第109条第1項の公表内容として、認証評価における自己評価書等、第三者評価を受審した際の自己点検・評価書を公表していることで足りるか。.....- 11 -
- Q37 分析項目3-6-1について、基幹教員制度（「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）等により新たに導入された制度）を導入している場合に、分析において留意すべきことは何か。.....- 12 -

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

- Q38 分析項目4-1-1の分析の手順である「継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。」に関しては自己評価書においてどのような記載が必要とされるのか。.....- 12 -
- Q39 分析項目4-1-2の分析の手順である「これらの施設等が、継続的に研究成果を創出するための施設等として活用されていることを確認する。」に関して、求められるのは利用実績の統計値か、それとも利用規則等の体制整備か。.....- 13 -
- Q40 別紙様式4-1-7について、研修会資料の記載例を確認すると、主に理系分野について記載されているが、研究環境が整備されているとはどのような状況であるのか、研究のために研究室を割り当てているということ等も研究環境の整備に該当すると捉えることができるか、また、ほかにも具体例（文系分野についてなど）をいくつか挙げていただきたい。.....- 13 -

領域5 学生の受入に関する基準

- Q41 分析項目5-3-1において、「実入学者数」として計上する学生の種類は何か。..... - 13 -
- Q42 分析項目5-3-1における入学定員充足率の分析について、著しく下回っていると判断する基準の値を0.7とする根拠は何か。..... - 13 -
- Q43 分析項目5-3-1において、認証評価共通基礎データ大学様式2に「最新年度の秋入学については別途確認します」とあるが、評価実施年度の秋入学者数について具体的な確認はどのように行われるのか。..... - 14 -

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

- Q44 完成年度に達していない学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。..... - 14 -
- Q45 前回の認証評価受審時以降に学生募集を停止した学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。..... - 14 -
- Q46 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科（連合大学院）については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。..... - 15 -
- Q47 2以上の大学が協力して教育研究を行うものとして大学設置基準及び大学院設置基準が定める共同教育課程、国際連携教育課程については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。..... - 15 -
- Q48 複数の教育課程がひとつの基本組織において実施されているとき、領域6の各基準についてどのように分析するのか。..... - 16 -
- Q49 自己評価実施要項第2章Ⅱ2（9）における「信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合」とは、どのようなことか。..... - 16 -
- Q50 自己評価実施要項第5章「第三者による評価結果の活用について」に関し、領域6の各基準の自己評価に代えるためには、具体的にどのような手続きが必要となるか。..... - 17 -
- Q51 第三者による評価結果の活用が不可とされるのは、どのような場合か。 - 17 -
- Q52 領域6において、分析項目に係る根拠資料・データとして「実施状況を示す資料」あるいは「実施状況を確認できる資料」が挙げられている場合、基準2-

- 1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出する必要があるのか。..... - 18 -
- Q53 分析項目6-3-1において、教育課程の編成が、体系性を有していることの根拠資料として示されるカリキュラム・マップやコース・ツリーとはどのようなものか。..... - 18 -
- Q54 分析項目6-3-4における分析対象の一つである「年間研究指導計画の作成・活用」とはどのように実施されている必要があるか？..... - 18 -
- Q55 分析項目6-4-3におけるシラバスの分析において、特に大学院課程の授業科目について留意すべきことは何か？..... - 19 -
- Q56 分析項目6-4-4について、基幹教員制度（「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）等により新たに導入された制度）を導入している場合は、何を確認すればよいか。..... - 19 -
- Q57 分析項目6-4-4では「・基幹教員制度を導入している場合は、主要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認する（設置基準に基づく単位数を担当しているなど）」ことが求められているが、「設置基準に基づく単位数」とは基幹教員の要件（主要な授業科目又は8単位以上の授業科目）となる単位数のことか。..... - 19 -
- Q58 分析項目6-4-6において、大学院設置基準第14条特例に該当する研究科等について、分析項目6-4-9でも分析対象とするべきか？..... - 20 -
- Q59 別紙様式6-5-5において、「派遣区分」の「短期」と「超短期」のそれぞれの派遣日数は何日か。..... - 20 -
- Q60 分析項目6-6-4の分析における「成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている」とは、どのような体制がとられている必要があるか。.. - 20 -
- Q61 分析項目6-8-1の分析において、学習成果の中には学位授与方針で示されていないものがあると考えられるが、そのような学習成果のうち特に卒業要件単位以外、例えば、教員養成課程以外での教育職員免許状の取得等の学習成果をどう捉えるか。..... - 20 -
- Q62 分析項目6-8-1の分析における、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の算出方法について、長期履修制度、編入学、早期卒業（修了）、10月入学（秋）、転学部、再入学の学生についてどのように取り扱うべきか。国立大学法人評価の同様の項目での取扱いと同様か。..... - 21 -

- Q 6 3 分析項目 6-8-4 において、「卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た」とは、どのくらいの期間の経過、就業経験を想定しているのか。.....- 21 -

自己評価の根拠となる資料・データ等

- Q 6 4 自己評価実施要項の【分析項目に係る根拠資料・データ】に挙げられている資料等は、すべて提出が必須か。.....- 21 -
- Q 6 5 シラバスを自己評価書の根拠資料として提出する際、pdf形式ではなくcsv形式やExcel形式のデータでも差し支えないか。.....- 21 -
- Q 6 6 その他資料に含まれる「大学規則集」は、教育に係る規定類に限らず提出するのか。また、どのような形で提出すればよいか。..... - 22 -
- Q 6 7 根拠資料について、基準日である5月1日以降に策定又は改正した規定類は提出することはできるのか。..... - 22 -
- Q 6 8 認証評価共通基礎データ大学様式1の「教員組織」欄の「専任教員等」（※改正後基準では「基幹教員」）の基準数について、学生募集を停止した学部・研究科等はどのように記載すればよいか。..... - 22 -
- Q 6 9 認証評価共通基礎データ大学様式1（改正後基準）の「基幹教員」欄について、サバティカル等教育を離れる教員は、従来どおり基幹教員に算入するのか。..... - 22 -
- Q 7 0 自己評価実施要項の「第3章>Ⅲ自己評価書の提出方法>1提出書類>（3）その他資料」に「大学、大学院等の概要が記載されているもの（大学概要等）」とあるが、自己評価書提出締切日までに当該年度の大学概要は完成しておらず、提出できない見込みであるが、提出が遅れてもよいか。..... - 23 -

訪問調査

- Q 7 1 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況によって、参加者、日数、及び回数が異なるのか。..... - 23 -
- Q 7 2 ウェブによる意見聴取について、対象者の人数はどのくらいを想定しているのか。..... - 23 -
- Q 7 3 訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。..... - 23 -
- Q 7 4 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。..... - 24 -

改善状況の継続的確認

- Q 7 5 認証評価受審後の対応状況の報告は、何について、いつ行えばよいか。.....
..... - 24 -

追評価

- Q 7 6 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から7年以内に受審することになるのか。..... - 24 -

その他

- Q 7 7 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。..... - 25 -
- Q 7 8 認証評価の申請は、いつから可能なのか。..... - 25 -
- Q 7 9 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成において、学科や専攻、教養教育を実施する組織を「教育研究上の基本組織」とした場合、評価手数料は当該組織分について追加されるのか。..... - 25 -
- Q 8 0 評価担当者（委員）に対する研修の内容について確認したい。..... - 25 -
- Q 8 1 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。..... - 25 -
- Q 8 2 評価結果の公表の際に付録として公開される認証評価共通基礎データ及び別紙一覧、根拠資料一覧についてはどのように作成すればよいか。..... - 26 -

評価の実施体制、方法

実施体制

Q1 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 機構の大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。評価部会には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。各大学の教育研究分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会等関係団体に広く候補者の推薦を求め、評価委員会の下に置かれた専門委員選考委員会において選考します。

自己評価書作成全般について

Q2 実施大綱の実施方法に記載されている「書面調査では確認できなかった事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。

A 書面調査では確認できなかった事項等とは、機構において自己評価書だけでは基準の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に大学を訪問しなければ確認できない事項（授業等教育活動の状況、学習環境の状況、及び教職員、在学生等からの意見聴取等）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、既に公表されているウェブサイトの内容、報道資料、刊行物等から収集する資料・データ等を指しています。

Q3 「分析項目」ごとに「分析の手順」が記載されているが、この「分析の手順」に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。1つでも確認できない事項があると「基準を満たさない」となるのか。

A 分析の手順は、項目を分析するにあたり必要なものとなっています。根拠資料・データが示すことができないなど、確認ができない場合には、特記事項①の欄にその理由等を記載し、それらを踏まえ総合的に基準の判断をしてください。

Q4 評価の対象となるのは具体的にいつからいつまでか。(これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。)また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等について記述することは可能か。

A 認証評価は、現在(評価実施年度)の状況について評価を行うものです。その評価のための分析において、過去に遡って状況を分析することが必要であるもの(例えば、単年度ではなく複数年度にわたる傾向によって判断すべき状況の根拠データとなる入学定員充足率、卒業率等)については、分析項目ごとに分析に必要な範囲を具体的に指示しています。また、大学がその成果を分析して特記する事項についても、同様の判断によって必要な年限にわたる分析をすることが求められています。ただし、前回認証評価を実施した年度よりもさらに遡って分析をすることは原則として不要です。また、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組の計画等は評価の根拠となりませんので、分析する必要はありません。

なお、根拠資料について、基準日や対象の期間・年度等を「根拠資料・データについて」としてまとめていますので、参考としてください。

ウェブサイト URL :

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/

Q5 「優れた成果が確認できる取組」について、自己評価書の様式には根拠資料・データ欄がないが、根拠資料をどのように添付すればよいか。

A 特記事項②の欄に優れた成果が確認できる取組について記載するとともに、根拠資料を添付してください。そのうえで、「優れた成果が確認できる取組」欄にも改めて取組内容を記載してください。

なお、各基準の分析項目に対する根拠資料として提出している資料に基づいて、優れた成果を記載する場合には、特記事項②に記載することなく優れた成果を記載することも可能です。

Q6 「(より望ましい取組として分析)」と記載がある分析項目は、分析は必須ではないと考えてよいか。

A 「(より望ましい取組として分析)」と記載がある分析項目は、分析は必須ではありません。あくまでも、大学として同項目の評価を希望される場合にのみ活用いただく分析項目です。なお、これらの分析項目の評価においては、取組を実施しているだけでなく、その結果として優れた成果が認められるものであることが必要である点にも、十分ご留意ください。

Q7 分析項目1-1-1について、「共同教育課程等」とは何を指すか。

A 自己評価実施要項の分析項目1-1-1の【関係法令等】に示されているように、共同教育課程等には、大学設置基準第43条に定められる共同教育課程だけではなく、大学設置基準第41条が定める学部等連係課程も含まれます。

Q8 共通基礎データ様式1について、非常勤教員を学科ごとに採用していない場合は、どのように記載したらよいのか。

A 学科ごとでの記載が難しい場合は、学部ごとの記載で構いません。様式の行を適宜追加の上、記載してください。必要に応じて、様式の右側の備考欄に補足説明を記載してください。

Q9 「分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと」について、どのように分析すればよいのか。

A 専門分野、大学の沿革等の特性から一律の基準を示すことは不可能であると考えています。明白に偏りがある場合にはその理由を特記事項として記載していただくこととなります。また、年齢や性別の構成に向けての若手や女性教員の雇用等の取組を行い、その成果が出ていることは特記事項として記載していただくこととなります。その場合その成果が優れていれば、優れた点として評価します。

Q10 基準1-2の分析において、教員の年齢別、性別の人数分布に特任教員の人数を含めることは可能か。

A 可能です。ただし、「特任教員」の定義は大学によって個別に規定されていますので、教育を中心として評価するという基本的な方針をご理解いただき、教育上の指導能力・資格を有しているか、常勤であるかなど、実質的に教育に従事していることを確認の上、「特任教員」を含めるか否かを判断してください。なお、「特任教員」を含めた場合には、(1)基準2を通じて教員数とその内訳が整合的であること、(2)認証評価共通基礎データ大学様式1によって報告いただいている関連する人数と整合的であることに留意してください。

Q11 別紙様式1-3-1に記載する教員組織は、教育を担当しない附属施設や学内センターについても教員が所属するものはすべて記載する必要があるか。

A 研究や地域貢献のみを目的として設置され、教育活動以外を行う組織については示す必要はありません。

Q12 分析項目1-3-3に「教育研究活動について審議し又は実施する組織」とあるが、どの範囲まで網羅すればよいのか。

A 研究活動や地域貢献等、教育活動以外を審議する組織については示す必要はありません。

領域2 内部質保証に関する基準

Q13 機関別内部質保証の対象とすべき「大学の教育研究活動等」とは、どの範囲の活動を指しているか。

A 学校教育法第109条において大学が自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされている「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備」を指します。

Q14 内部質保証体制において、自己点検・評価委員会で審議した結果を役員会、教育研究評議会で審議・承認する体制となっている場合、別紙様式2-1-1の「(1)中核となる委員会等」にはこれらすべての会議体が該当するか。

A 内部質保証体制の中核となる委員会等とは、全学的な自己点検・評価の結果のとりまとめや、改善・向上活動の計画の立案及び計画の進捗状況の確認等、学内の実質的な活動の中核となっている会議体等が該当します。単に報告を受け、承認する役割を担う委員会等は中核となる委員会等には該当しません。

Q15 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成にあたっての留意事項に「教育研究上の基本組織」との記載があるが、具体的にどのような組織単位を想定しているのか。

A 大学設置基準及び大学院設置基準の第二章「教育研究上の基本組織」に定める、学部、学科、課程、並びに、研究科、専攻、及びそれら以外の基本組織を想定しています。各大学の質保証の状況にふさわしい単位で分析してください。

なお、学生募集を停止した教育研究上の基本組織（廃止した教育研究上の基本組織を含む。）がある場合には、別紙様式2-1-2の「学生募集を停止した教育研究上の基本組織」欄に記載してください。

※学生募集を停止した教育研究上の基本組織に関する領域6の対応は Q45 参照

Q16 基準2-3「内部質保証が実際に機能している」を満たしていると判断するためには、どのような事実を確認すればよいか。

A 内部質保証が機能していることは、自己点検・評価により課題の認識が学内で共有され、その課題に係る改善及び向上が計画され、実現していることです。したがって、内部質保証が機能していることを示す根拠としては、自己点検・評価による課題発見を端緒として、改善、向上を実現した成果の事例の提示だけでなく、改善、向上への計画を検討中又は実行中のものも含めてすべて提示してください。別紙様式2-3-1には、内部質保証体制の確立（責任者の決定等）以降で認証評価を前回実施した年度以降の状況について、すべて記載してください。

Q17 基準2-3について、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価されるのは、どのような場合か。

A 優れた内部質保証として重要なのは、分析項目2-3-2の自己点検・評価に必要な情報や分析項目2-3-3の学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する組織的な取組に加えて、分析項目2-3-4の質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言等を改善に結び付けることであり、それらの取組が成果を上げ、その効果も測定できている場合には、機構による評価において、より優れていると高く評価することとなります。

別紙様式2-3-1の記載内容が、分析項目2-3-2から2-3-4にて取り上げた報告書等によって、取組が成果を上げ、効果が測定されていることを確認できるよう根拠付けられていることが重要です。

なお、内部質保証に関するより望ましい取組については、三項目すべてについて記述することを求めていますので、該当すると大学で判断した項目のみ記載いただくことも可能です。

Q18 基準2-4における「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直し」は内部質保証にどのような関係があるのか。

A 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しは、それらの組織の目的やそれに基づいて定められる学位授与方針等に影響を与えるものであり、内部質保証における点検事

項に基づくものです。したがって、それらの見直しが内部質保証の体制、機能と無関係でないような大学の仕組みとなっていることが求められています。

Q19 分析項目2-5-1では、「教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること」を分析することが求められているが、具体的にはどのようなことを確認する必要があるのか。

A 採用、昇任に係る必要事項を大学として定めていることについて、そのことを明文化した規定類があることを確認し、特に、教育上の指導能力及び（大学院課程においては）教育研究上の指導能力を評価して採用、昇任を行っている事実を確認できれば十分です。このために別紙様式に従って分析してください。

Q20 分析項目2-1-3及び2-2-3に「施設及び設備、～」とあるが、当該「施設及び設備」は教育活動に供される施設及び設備のみを指すのか、広く大学全体の施設及び設備を指すのか。

A 大学が設置している、教育や学生支援に係る施設・設備を中心に分析してください。

Q21 「教育課程」の定義は何か。学位プログラムとの関係はどのようなものか。

A 機構が実施する認証評価において、「教育課程」とは、基本的には、大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目により体系的に編成されたものを指します（大学設置基準第19条）が、これを実施する活動の総体が評価の対象となり、そのために基準6-1から6-7を設けています。具体的には、学位授与方針によって規定された教育内容及び教育活動を単位として想定しており、この意味では一般に「学位プログラム」と呼ばれるものに相当します。したがって、学位プログラムは文字どおり学位授与方針によってその内容と活動が規定されているので、分析の対象であり、その分析の結果を教育研究上の基本組織ごとに整理して自己評価書を作成することが求められています。

Q22 分析項目2-1-2に「それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように」とあるが、体制の整備は、「教育研究上の基本組織」、「教育課程」ごとに必要か。

A 分析の結果を別紙様式2-1-2のすべての欄に記載することができれば、十分に分析できていると考えられます。

Q23 2巡目までは教養教育の実施体制について分析のための基本的な観点が設けられていたが、3巡目ではどの分析項目で分析し、判断するのか。

A 平成28年3月の学校教育法施行規則第165条の2の改正によっていわゆる3つのポリシーの策定が義務付けられ、また、細目省令の改正によってそれらのポリシーを認証評価することが義務付けられました。これらのことから、3巡目の認証評価においては、（特に学士課程について）卒業時において獲得していることが期待される学習成果がその学部、学科等について定められた学位授与方針によって明確に規定されていることを想定しています。したがって、これまでいわゆる「教養教育」がその育成の大半を担ってきたと考えられる、大学卒業生に専攻分野を問わず期待される能力もそれぞれの学部、学科等の学位授与方針に明記されているものと想定します。

そのため、教養教育の「実施体制」の問題にとどまらない観点から、自己評価書の作成においていくつかの分析項目に分散して分析をお願いすることとしています。

「教養教育」を企画、実施し、その教育の質を維持するための自立的な体制を構築している場合には、以下の4点に留意して自己評価書を作成してください。

ア 分析項目2-1-2において、そのような自立的体制である組織の名称を、教育研究上の基本組織として記載し、その組織が責任をもつ教育課程として「教養教育」又は大学の事情に応じた名称（例えば「共通科目」等）を記載してください。

イ 分析項目6-1-1の分析において、各教育課程の学位授与方針を確認する際に、アで記載した組織が実施する教育活動が、学生が卒業時に獲得を期待される知識、能力等の達成に貢献する内容に含まれていることを確認してください。含まれていなければ（例えば全学的な学位授与方針として定めている場合等）、アで記載した組織の内容として特記事項にその理由を記載してください。

ウ 分析項目6-2-1の分析において、①、②、③ごとに上記イの内容に対応する事項が具体的に明示されていることを確認してください。明示されていない場合は、特記事項にその理由を記載してください。

エ 領域6における分析を整理する際に、上記アにおいて記載された組織が責任をもつ教育課程の内容について、基準6-3から基準6-6について分析し、その結果を記載してください。

Q24 分析項目2-1-3における「施設及び設備、学生支援並びに学生の受入」の責任体制は、全学的な体制を分析すればよいのか。教育研究上の基本組織においても必要か。

A 大学全体の体制の分析のみで十分であり、学部・研究科等ごとの体制を分析する必要はありません。

Q25 「教育課程」「学生の受入」「施設及び設備」「学生支援」の質保証を担う組織を束ねる組織（すべての質保証に責任を持つ組織）を別途定める必要があるのか。

A 体制が整備されていることは、基準2-1及び2-2に関する分析によって確認します。すなわち、組織と責任の分担、権限関係、情報の共有、意思決定の経路が明確であることが確認できることが必要です。それが明確に規定されていることが重要であり、特定の属性をもつ組織の設置を求めるものではありません。

Q26 基準2-1及び基準2-2が求める内部質保証に関する体制、手順について、「内部質保証」という表現を含む規定を整備していないが、「内部質保証」という表現を明示した組織、規定が必要か。

A 必ずしも「内部質保証」という表現を用いる必要はありませんが、その場合でも内部質保証に関する体制、手順が規定上明確になっていることが求められますので、ご注意ください。

Q27 分析項目2-1-4においては、「研究活動」「地域貢献活動」「教育の国際化」といった3つすべての観点について分析する必要があるのか。

A 本分析項目の分析は必須ではなく、「研究活動」「地域貢献活動」又は「教育の国際化」の組織的取組の各項目の内容を十分に実現している場合に限り、それぞれ分析してください。

3つの観点すべてについて分析する必要はございません。大学として評価を希望する観点を選んで、その質保証について責任をもつ体制を整備していることを分析してください。

また、それぞれの観点について「優れた取組」と自己評価する場合は、観点ごとにすべての分析項目において優れた活動の成果が認められることの明確な説明が必要である点に、十分注意してください。

各観点の該当分析項目

研究活動：分析項目2-1-4、3-2-3、4-1-7

地域貢献活動：分析項目2-1-4、4-1-8

教育の国際化：分析項目2-1-4、3-3-2、6-5-5、6-8-6

Q28 別紙様式2-3-1に記述する「改善・向上が必要と確認された事項」について、取組状況が分かる根拠資料・データの提出は必要か。

A 別紙様式2-3-1内の「関連する基準」欄に記載した基準において、当該取組の状況を確認することになるため、分析項目2-3-1では原則提出不要です。ただし、領域6について第三者評価結果を自己評価に代える場合には、領域6の該当分析項目の代わりに分析項目2-3-1において、取組状況が分かる根拠資料・データを提出してください。またその場合、別紙様式2-3-1において「対応計画」欄に括弧書きで根拠資料名（資料番号も付す）を記載してください。

Q29 基準2-5に関し、基幹教員制度（「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）等により新たに導入された制度）を導入している場合に、分析において留意すべきことは何か。

A 基幹教員制度を導入している場合、各分析においてご留意いただきたいのは以下のとおりです。

分析項目2-5-1： 基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する。

分析項目2-5-2： 基幹教員に係る教員評価の実施について規則等で規定していることを確認する。

Q30 分析項目2-5-1では「・ 基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する」、及び分析項目2-5-2では「・ 基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員に係る教員評価の実施について規則等で規定していることを確認する」ことが求められているが、既存の規則に基幹教員の要件に関する規定を追記しなければいけないということか。または、基幹教員のみを対象とした規則等を新たに制定しなければいけないというか。

A 分析項目2-5-1の教員採用について、多くの大学では従来の専任教員制度に即して雇用形態に応じた規定が整備されているものと考えます。他方、基幹教員制度は必ずしも雇用形態によるものではないことから、基幹教員制度の導入に際しては、基幹教員となりうる教員として採用する場合が規則等で明確となっていることが必要になると考えています。

※なお、基幹教員として他大学等との兼務者の採用を想定していない場合でも、この点が明示的に定められていない場合には、大学における教員採用の想定範囲が明確ではないため基準を満たさないと判断される可能性があります。

分析項目2-5-2の教員の評価については、教育の内部質保証の観点から、規則等で対象者を明確に定めていること等を分析します。従前、教育課程を担当する専任教員（常勤）の評価の実施状況を分析していましたが、基幹教員制度に依る場合は、これに相当するものとして基幹教員を対象に評価を実施していることの確認が必要になると考えられます。

なお、既存規則への追記や新規規定の制定などの規定の方法に関しては、各校の状況に応じて適切にご判断いただくべきものと考えます。

※一般に基幹教員制度の場合、勤務実態が異なる教員が存在することになるため、教員評価の方法や内容が同一で良いのか否かは大学において判断され決定されるものと考えられます。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

Q31 財務諸表等の根拠資料・データについて、「承認後に提出ください。」とあるが、自己評価書提出後に承認される場合、どのように対応したらよいか。

A 分析項目3-1-1の根拠書類である「直近年度の財務諸表」に関して、財務諸表等が承認されていない場合、6月末には根拠資料として提出せず、自己評価書には資料名のみ記載してリンクは設定しないようにしてください。なお、承認されていない場合でも、分析項目3-1-2においては、直近年度の数値を含めて別紙様式に記載の上、6月末に提出してください。

自己評価書提出後に財務諸表等が承認されましたら、速やかに承認された財務諸表等を提出してください。なお、承認後、すでに提出済みの別紙様式3-1-2及び「分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類」の数値に変更がある場合、修正して再度提出してください。

具体的な提出方法については、自己評価書と併せて公表している「自己評価書等提出マニュアル」に従ってください。

なお、ここでいう「承認」とは、自己評価実施要項に記載の関係法令等にて定められた、法令に基づく承認を意味します。

Q32 分析項目3-2-1の分析の手順に示されている、「大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合」とは具体的にどのような場合なのか。

A 認証評価は大学の教育研究活動を中心に評価しますので、これらの法人の意思決定に関わる組織が、大学における教育研究活動の具体的内容に対して責任をもち、直接関与する場合（教育研究上の基本組織やカリキュラムの改革等）、又は関与を想定した審議事項等が定められている場合を指しています。

Q33 分析項目3-5-4の根拠資料となる「監査の連携状況が具体的に確認できる資料」について、具体的にどのような資料を提出すればよいか。

A 監事、会計監査人、監査室、管理運営主体（学長等）の四者間で意見交換がされていることが確認できる資料（参加者と審議内容が分かる議事メモ等）を提出してください。間接的（学長と複数の監査主体で意見交換した複数の議事録等（異なる監査主体の組み合わせの議事録等）あるいは、学長を除く三者で意見交換をした会議内容を学長に報告した議事録等、など）に四者が意見交換をしていれば、問題ありません。

Q34 別紙様式3-6-1において、公表状況を示すウェブサイト URL は具体的にどのページを示せばよいか。

A 公表を求められている情報の所在地を示すURLを示してください。各種の情報へのリンクを集めたページだけを示すことは適切な表示とは言えません。また、教育職員免許法施行規則第22条の6の公表状況については、教員養成に係る教員の数や教員養成に係る授業科目等を、大学全体の教員や授業科目のデータベースとは別に分けて公表する必要がありますので、ご注意ください。

Q35 分析項目3-6-1において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。

A ウェブを利用して一般に閲覧できる状態にある場合には、法令が定める公表の義務はすでに履行されているものと判断できます。なお、法人化されていない公立大学においては、設置者である地方公共団体において公表されていますが、各公立大学が自ら公表することが期待されます。

Q36 分析項目3-6-1において、学校教育法第109条第1項の公表内容として、認証評価における自己評価書等、第三者評価を受審した際の自己点検・評価書を公表していることで足りるか。

A 学校教育法第109条第1項の求める公表内容は、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価の結果であり、認証評価における自己評価書や国立大学法人評価における実績報告書とは異なる趣旨のものです。認証評価における自己評価書は第三者が定めた基準に従い作成されたものなので、学校教育法第109条第1項において「自ら点検及び評価を行」った結果とは言えません。国立大学法人評価等は、国立大学法人法に基づく評価ですので、そのために大学が作成した、例えば実績報告書は、学校教育法の求める自己点検・評価の結果には相当しません。

Q37 分析項目3-6-1について、基幹教員制度(「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第34号)等により新たに導入された制度)を導入している場合に、分析において留意すべきことは何か。

A 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の交付について(通知)」(令和4年9月30日付4文科高第963号高等教育局長通知)で求められている内容に沿って、教育研究活動等についての情報が公表されているか確認してください。

【参考：「大学設置基準等の一部を改正する省令等の交付について(通知)」(令和4年9月30日付4文科高第963号高等教育局長通知)抜粋】

④ 基幹教員に係る情報公表

ア 現行においても、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば、基幹教員の数、各基幹教員が有する学位、教育研究等の業績、教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、各大学等において、遅滞なく、適切に公表する必要があること。また、他の大学等における基幹教員としての勤務に係る情報も、得ておくことが望ましいこと。

イ 基幹教員以外の教員に係る情報公表についても、引き続き適切に行う必要があること。教員に係る情報公表に際しては、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成22年6月16日付け22文科高第236号文部科学大臣政務官通知)も参照されたいこと。

ウ 必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学等において、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があることはもとより、各大学等での基幹教員数の公表に当たり、これらの別に係る内訳も公表する必要があること。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

Q38 分析項目4-1-1の分析の手順である「継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。」に関しては自己評価書においてどのような記載が必要とされるのか。

A 自己評価書の記載については「認証評価共通基礎データ様式」を根拠資料として「施設・設備等欄」に必要事項を記載してください。なお、「継続的に研究成果を創出するための研究環境」については、設備・機器や研究情報、研究データや各種試料に関する基盤等が継続的に活用され、その結果継続的に研究成果も創出されている状態を想定しています。

Q39 分析項目4-1-2の分析の手順である「これらの施設等が、継続的に研究成果を創出するための施設等として活用されていることを確認する。」に関して、求められるのは利用実績の統計値か、それとも利用規則等の体制整備か。

A 活用状況に関して大学が確認した上で、別紙様式4-1-2に必要事項を記入してください。

Q40 別紙様式4-1-7について、研修会資料の記載例を確認すると、主に理系分野について記載されているが、研究環境が整備されているとはどのような状況であるのか、研究のために研究室を割り当てているということ等も研究環境の整備に該当すると捉えることができるか、また、ほかにも具体例（文系分野についてなど）をいくつか挙げていただきたい。

A 分析項目4-1-7及び研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）は、必ずしも理系分野のみを対象としているものではありません。分析項目4-1-7において求めている内容は、大学として通常備えるべき研究環境ではなく、大学が機関として、あるいは学部・研究科等が組織として取り組んでいる優れた研究環境の整備です。大学として通常備えるべき研究室等の研究に必要な施設等が備えられていることのみでは優れた取組とはいえません。例えば、研究室の枠を超えてゼミを実施するスペースの拡充、融合分野の研究を促進することを目指した協働研究環境の構築、大学院生向けの自主学習スペースの拡充、特定分野研究の促進に向けた図書環境の充実など、文系分野においても大学として実施されている優れた取組が考えられます。

領域5 学生の受入に関する基準

Q41 分析項目5-3-1において、「実入学者数」として計上する学生の種類は何か。

A すべての種類の学生です。入学時期（4月、秋期等）や募集等の枠（外国人留学生。例えば、国費留学生、外国政府派遣留学生、私費外国人留学生等。）にかかわらず、実際に入学したすべての学生の数を計上してください。

Q42 分析項目5-3-1における入学定員充足率の分析について、著しく下回っていると判断する基準の値を0.7とする根拠は何か。

A 平成15年3月31日文部科学省告示第45号（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準）で、認可申請条件の中で示された数値を根拠として、1

巡目及び2巡目は一貫して、この数値を自己評価実施要項に示すとともに、この値に満たない場合、教育環境としての安定性が損なわれるという観点から改善を要する点として指摘してきました。

3巡目においても、この考え方を継承しています。なお、入学定員超過率1.3倍についても同様ですが、この場合については、教育資源の配分が不十分になるという観点から、改善を要する点として指摘しています。

Q43 分析項目5-3-1において、認証評価共通基礎データ大学様式2に「最新年度の秋入学については別途確認します」とあるが、評価実施年度の秋入学者数について具体的な確認はどのように行われるのか。

A 訪問調査実施前に送付する確認事項の回答として更新した内容を提出してください。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

Q44 完成年度に達していない学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。

A 機構における評価では、評価実施年度において設置されている組織（実際上は、評価実施年度において入学者があった組織）を評価対象とします。完成年度に達していない学部・研究科等がある場合は、完成年度に達していても分析が可能な分析項目については、分析を行い、完成年度に達していなければ分析できない分析項目ないし基準については、その旨を特記事項として記載してください。

Q45 前回の認証評価受審時以降に学生募集を停止した学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。

A 学生募集を停止した学部・研究科については、基準6-1から6-8まで、基準の判断及びすべての分析は不要です。したがって、自己評価書上で当該学部・研究科のシートを作成する必要はありませんが、別紙様式6-8-1及び6-8-2のみを作成してください。別紙様式6-8-1及び6-8-2には、学生募集をしている学部・研究科と学生募集を停止した学部・研究科（学生が在籍している場合のみ）との両者のデータを記載してください。

なお、前回の認証評価受審時以降に学生募集を停止した教育研究上の基本組織（廃止した教育研究上の基本組織を含む。）がある場合には、以下の該当欄にも記入してください。

- ①認証評価共通基礎データ様式1の「学生募集停止中の学部・研究科等」欄については、基準日である5月1日に在学生在がいる場合にのみ記載してください。
- ②認証評価共通基礎データ様式2には、過去5年間のうち、当該学部・研究科等が廃止した年度までの実績を記入してください。「入学定員に対する平均比率」欄には、5年間でなくても構いませんので、様式に記入したデータ年数分の平均比率を記入してください。
- ③別紙様式2-1-2の「学生募集を停止した教育研究上の基本組織」欄には在学生の有無にかかわらず、前回の認証評価受審時以降に学生募集を停止したすべての組織について記載してください。

Q46 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科（連合大学院）については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。

- A 連合大学院の基幹校は、連合大学院として設置された研究科全体の教育活動の状況について、参加校における教育活動状況を含めて分析してください。参加校が認証評価を受ける際には、分析の対象とはなりません。

Q47 2以上の大学が協力して教育研究を行うものとして大学設置基準及び大学院設置基準が定める共同教育課程、国際連携教育課程については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。

- A 共同教育課程、国際連携教育課程として設置された学部・研究科等は、別紙様式2-1-2において教育研究上の基本組織として記載するとともに、質の保証に責任をもつ教育課程として記載し、領域6の諸基準に関する分析において認証評価を受ける大学における教育課程の編成、実施等に関する状況を中心に分析し、作成してください。

以上の分析を行うとともに、関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）に、「共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること」に留意して、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す両大学が共同で作成したことがわかる報告書を添付してください。更に通知（26文科高第621号）で国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意してください。

Q48 複数の教育課程がひとつの基本組織において実施されているとき、領域6の各基準についてどのように分析するのか。

A 教育研究上の基本組織（学部・研究科等）を教育課程の実施と質保証の単位とするならば、教育課程に関する分析を踏まえて、学部・研究科等ごとに分析し、判断することになります。例えば、一部の教育課程が基準6-3を満たしていない場合、「〇〇学部においては、一部の教育課程を除いて満たしていると判断する。」こととなります。なお、その一部の教育課程については、どのような点について満たしていないか、改善が必要であるかを指摘する必要があります。

教育課程の特性（修業年限、第三者による分野別評価の実施状況等）を考慮して、個々の教育課程を質保証の単位とする場合には、教育課程ごとに判断することとなります。これらの点に関する方針がどのようなものであるかは、分析項目2-1-2を分析するための別紙様式によって明示してください。

Q49 自己評価実施要項第2章Ⅱ2（9）における「信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合」とは、どのようなことか。

A 認証評価は、大学の自己評価を根拠となる資料・データに基づいて検証し、大学の教育の質が維持されていることを社会に対して保証するにとどまるものであり、質保証の第一義的な責任は大学自身の内部質保証にあると考えます。その内部質保証の過程で、多様な専門性を有する分野ごとの教育課程の編成、実施及び学習成果の自己評価にあたっては、それぞれの分野ごとの専門家が行う第三者評価（すなわち、基準及び実施方法が評価される大学等の意向から独立の評価）によって、当該教育課程に関して大学が行う内部質保証に対する社会的信頼が向上することが予想されます。このことから、一般的には第三者による検証、助言を受けることは内部質保証の社会的信頼性を向上させることになり、そのことを認証評価において確認できれば、認証評価の信頼性も向上すると考えられます。

ただし、第三者の信頼性については、大学の状況を勘案しつつ、第三者の種別ごとに、その根拠法令、条約等との関係を考慮しつつ、関連機関からの情報提供を得て、その都度、評価委員会において判断します。

また、第三者による検証、助言を受けていればただちに当該教育課程における教育研究活動に対して社会的信頼が向上するものではなく、その教育課程における教育研究活動が大学の教育として相応しい、又は優れていると判断されている必要があります。

Q50 自己評価実施要項第5章「第三者による評価結果の活用について」に関し、領域6の各基準の自己評価に代えるためには、具体的にどのような手続きが必要となるか。

A 以下の(1)～(3)の手続きとしています。

- (1) 活用を希望する大学は第三者による評価結果の活用申請書(別紙様式)を提出してください。
- (2) 機構は、申請書受領後、大学からの申請に基づき、評価委員会にて評価結果活用の可否について審議し、対象大学に結果を通知します。
- (3) 通知を受けた大学は、その通知に基づき、6月末までに自己評価書を作成・提出してください。

なお、第三者による評価結果を活用する場合でも、別紙様式6-8-1及び6-8-2の作成・提出は必要です。基準ごとの分析は不要ですが、第三者評価結果を活用する場合の様式を用いて、基準6-8の根拠資料・データ欄に別紙様式6-8-1、6-8-2のみリンクを設定した状態で自己評価書を作成してください。

また、第三者による評価結果を活用する場合でも、基準ごとに優れた成果が確認できる取組欄を記入することは可能です。

Q51 第三者による評価結果の活用が不可とされるのは、どのような場合か。

A 不可とされるのは、以下の4点のいずれかに当てはまる場合です。

- (1) 自己評価実施要項第5章「第三者による評価結果の活用について」のとおり、当該第三者評価が「1 第三者の要件」又は「2 評価結果活用の要件」を満たさない場合。
- (2) 上記(1)の要件を満たす場合であっても、当該第三者による評価(以下「第三者評価」という。)を受けた教育研究上の基本組織において、評価後に大幅な改組があった場合。
- (3) 上記(1)の要件を満たす場合であっても、当該評価の認定期間が過ぎている場合。
- (4) 上記(1)の要件を満たす場合であっても、当該評価に関して、大学機関別認証評価と同時に評価申請を行う場合。

なお、(2)について、具体的な例は以下のとおりですが、該当する場合は、念のため事前にご相談ください。

【例】

- X1年度：〇〇研究科(博士前期課程、博士後期課程)について第三者評価を受審
- X2年度：〇〇研究科の博士前期課程の専攻を改組
- ⇒ X3年度に認証評価を受審する場合、〇〇研究科のX1年度における第三者評価結果を活用することはできない。当該第三者評価は、博士前期課程及び博士後期課

程の2つの課程を有する研究科を1つの単位として受審しているため、改組していない博士後期課程のみについて活用することも不可。

※ただし、以下のような場合は、博士課程について、第三者評価結果を活用できる場合もありますので、事前にご相談ください。

X1年度：〇〇研究科（博士課程）について第三者評価を受審

X2年度：〇〇研究科に修士課程を新たに設置

Q52 領域6において、分析項目に係る根拠資料・データとして「実施状況を示す資料」あるいは「実施状況を確認できる資料」が挙げられている場合、基準2-1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出する必要があるのか。

A 基準2-1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出してください。ただし、全学で共通の組織、取組による場合の提出方法については、自己評価書と併せて公表している「自己評価書等提出マニュアル」に従ってください。

Q53 分析項目6-3-1において、教育課程の編成が、体系性を有していることの根拠資料として示されるカリキュラム・マップやコース・ツリーとはどのようなものか。

A 学位授与方針及び教育課程方針に基づき、授業科目に関し、必修選択の区分、年次配当、段階的履修の順序を示し、学位授与方針で定めた獲得が期待される知識能力とどのように関連付けられるかが分かる資料と想定しています。「カリキュラム・マップ」や「コース・ツリー」といった名称にとらわれる必要はありません。

Q54 分析項目6-3-4における分析対象の一つである「年間研究指導計画の作成・活用」とはどのように実施されている必要があるか？

A 大学院設置基準第14条の2では、大学院は、学生に対して、「一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するもの」と定められています。ここでいう「一年間の授業の計画」は大学設置基準にも同様に定められ、授業科目のシラバスを示しています。したがって、「研究指導の計画」とは、個別の学生の研究テーマ毎の研究実施計画ではなく、指導教員による研究指導のシラバスを意味します。シラバスですので、研究指導の時期、頻度、方法といった内容が示されていなければなりません。研究指導計画は毎年度大学院（教員）が作成し、あらかじめ学生に提示した上で、研究指導を実施する必要があります。

Q55 分析項目6-4-3におけるシラバスの分析において、特に大学院課程の授業科目について留意すべきことは何か？

A 大学院設置基準第12条第1項で規定されているように、大学院の教育は「授業」及び「研究指導」によって行うことになっております。また、大学院設置基準第16条第1項等で定められているように、大学院の修了には、一定数の単位を修得し、かつ研究指導を受けて学位論文等が審査を通ることが必要とされています。

大学院課程のシラバスにおいて、例えば「研究指導」といった名称の科目を開設しているなど、研究指導に相当すると思われる授業科目が設定されている場合には、当該授業科目の単位取得と修了要件との関係について分析が必要となりますのでご留意ください。

Q56 分析項目6-4-4について、基幹教員制度(「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和4年文部科学省令第34号)等により新たに導入された制度)を導入している場合は、何を確認すればよいか。

A 主要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認してください。別紙様式6-4-4の「専任の教授又は准教授が担当する科目数」の欄には基幹教員が担当する科目数を記入してください。

Q57 分析項目6-4-4では「・基幹教員制度を導入している場合は、主要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認する(設置基準に基づく単位数を担当しているなど)」ことが求められているが、「設置基準に基づく単位数」とは基幹教員の要件(主要な授業科目又は8単位以上の授業科目)となる単位数のことか。

A 分析項目6-4-4については、大学が自ら授業科目を開設すると定めている大学設置基準に対応します。

従前は、専任教員制度の下で専任教員が授業科目を担当していることを分析していましたが、基幹教員制度を導入している場合には、基幹教員が授業科目を担当していることを分析する必要があります。このとき、基幹教員の要件に対応していることも確認する必要があります。

なお、大学院に関しても、適切な科目担当となっていることの最低限の担保として同様に分析することとしています。

Q58 分析項目6-4-6において、大学院設置基準第14条特例に該当する研究科等について、分析項目6-4-9でも分析対象とするべきか？

A 分析項目6-4-9については、原則として、分析項目6-4-6の大学院設置基準第14条特例に該当しない学部・研究科等の分析を想定していますが、再掲する形で分析項目6-4-6に係る研究科等に関する分析を含めても問題ありません。

Q59 別紙様式6-5-5において、「派遣区分」の「短期」と「超短期」のそれぞれの派遣日数は何日か。

A 文部科学省等で用いられている用語の定義を想定しています。「超短期」は1カ月未満、「短期」は1年未満や1学期未満などとされることが多いです。

Q60 分析項目6-6-4の分析における「成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている」とは、どのような体制がとられている必要があるか。

A 授業を担当する教員が直接の窓口になっていないことなどに加え、第三者（学部長、教務委員長等）が成績評価の公正性を確認できる体制が整っていることを求めています。

Q61 分析項目6-8-1の分析において、学習成果の中には学位授与方針で示されていないものがあると考えられるが、そのような学習成果のうち特に卒業要件単位以外、例えば、教員養成課程以外での教育職員免許状の取得等の学習成果をどう捉えるか。

A 学位授与方針においては、教育課程の修了時において身に付けていることが期待される知識、能力等が規定されています。したがって、いわゆる教員養成課程以外の教育課程の学位授与方針には、とりわけ教員として必要な能力が規定されてはいないことが想定されます。しかし、学生は教育職員資格の課程認定が認められている教育課程において履修するにあたって、教員としての能力、資質を身に付けることを目標としていることも当然のことです。これらを勘案して、当該の教育課程について、その教育課程における学習成果の達成として教育職員免許状等の取得状況を資料として求めることとしています。

Q62 分析項目6-8-1の分析における、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の算出方法について、長期履修制度、編入学、早期卒業（修了）、10月入学（秋）、転学部、再入学の学生についてどのように取り扱うべきか。国立大学法人評価の同様の項目での取扱いと同様か。

A 基本的には、算出方法は各大学の性質を踏まえ、各大学で決めることとなります。算出方法は特記事項に記載してください。なお、国立大学法人評価での取扱い方法と異なることも構いませんが、秋入学については、国立大学法人評価と同様の取扱い適用してください。

Q63 分析項目6-8-4において、「卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た」とは、どのくらいの期間の経過、就業経験を想定しているのか。

A 専攻分野、機関の沿革等の特性が多様であるために、一律の年限を示すことは控えています。各大学において、専攻分野ごとにどのような期間を経たあとでどのような方法で実態の把握、意見の聴取を行うことが適切であるか判断してください。機構による評価においては、そのようにして作成された根拠資料・データの信頼性にも配慮して基準に係る判断を行います。

自己評価の根拠となる資料・データ等

Q64 自己評価実施要項の【分析項目に係る根拠資料・データ】に挙げられている資料等は、すべて提出が必須か。

A 挙げられている根拠資料・データは、項目を分析するにあたり必要なものとなっていますので、すべて提出してください。根拠資料・データが示すことができず、【分析の手順】で示す内容の確認ができない場合には、特記事項にその理由等を記載してください。

Q65 シラバスを自己評価書の根拠資料として提出する際、pdf形式ではなくcsv形式やExcel形式のデータでも差し支えないか。

A シラバスに関してはcsv形式やExcel形式で提出いただいて差し支えありません。なお、ウェブサイトのURLのみによる提出は認めていません。

Q66 その他資料に含まれる「大学規則集」は、教育に係る規定類に限らず提出するのか。また、どのような形で提出すればよいか。

A 大学全体の状況を把握するため、大学のすべての規則を提出してください。基本的には、規則ごとにpdf形式にて提出することを想定しています。ただし、自己評価書提出以降に更新されずに、自己評価書提出時点として確定した規則を確認できる場合に限り、ウェブサイトの URL による提出も可能としています。

なお、2大学以上を運営する国立大学法人の場合、大学の規則だけでなく、法人の規則も可能な範囲で提出をお願いします。

Q67 根拠資料について、基準日である5月1日以降に策定又は改正した規定類は提出することはできるのか。

A 自己評価書の提出期限である6月末時点までに策定又は改正した資料であれば、提出可能です。その場合、特記事項には、基準日以降に策定又は改正した資料に基づき分析した旨を記載してください。ただし、自己評価書提出時点において、決定されていない規定類は、根拠資料とはできません。

なお、規則改正があった場合、その他資料として提出する大学規則集においても改正後の規定を提出するよう整合性に留意してください。

Q68 認証評価共通基礎データ大学様式1の「教員組織」欄の「専任教員等」（※改正後基準では「基幹教員」）の基準数について、学生募集を停止した学部・研究科等はどのように記載すればよいか。

A 当該欄については、現行の学部・研究科についてのみ、教員数及び基準数を記載することとなり、募集を停止した学部・研究科等についての記入は不要です。

※認証評価共通基礎データ様式1の「学生募集停止中の学部・研究科等」欄については、基準日である5月1日に在学学生がいる場合にのみ記載してください。

Q69 認証評価共通基礎データ大学様式1（改正後基準）の「基幹教員」欄について、サバティカル等教育を離れる教員は、従来どおり基幹教員に算入するのか。

A 令和4年9月の大学設置基準等改正及び文部科学省の公表するQ&A（令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A（https://www.mext.go.jp/mext_02034.html#q25）を踏まえれば、サバティカル等により授業科目担当を離れる教員は基幹教員に算入しないこととなります。

なお、本観点に限らず、基幹教員制度に関しては、必要教員数への算入に留まらず、情報公表等の取扱いが追加されているなど、従来の専任教員制度から大幅に変更になっています。大学設置基準や令和4年9月の改正時の施行通知、上述した文部科学省のQA等を十分ご確認の上、適切に対応いただくようお願いします。

Q70 自己評価実施要項の「第3章>Ⅲ自己評価書の提出方法>1提出書類>(3)その他資料」に「大学、大学院等の概要が記載されているもの(大学概要等)」とあるが、自己評価書提出締切日までに当該年度の大学概要は完成しておらず、提出できない見込みであるが、提出が遅れてもよいか。

A 大学概要等については、自己評価書提出時点で未完成の場合は、前年度のもので構わないのでご提出ください。その後、当該年度分が完成次第、改めてご提出願います。

訪問調査

Q71 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況によって、参加者、日数、及び回数が異なるのか。

A 訪問調査は、予定する調査が十分に実施できるよう、大学の規模や状況に応じて、大学ごとに設定します。このため、大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、評価担当者が3～6名程度、機構職員が若干名参加し、日数は2日程度を想定しています。

※ スケジュール例はあくまで標準的な設定であり、調査の一部をウェブにより実施するなどの場合もあります。

Q72 ウェブによる意見聴取について、対象者の人数はどのくらいを想定しているのか。

A ウェブによる意見聴取の対象者の人数は対象大学の規模や調査内容等によって異なりますが、例年10～15名程度でお願いしております。面談対象者の属性等を含め訪問調査スケジュールについては、9月中を目途に決定し、対象大学へ通知します。

Q73 訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する(評価手数料に含まれている)のか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費等必要な経費は、評価手数料に含まれていませんので、機構では負担いたしません。

Q74 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。

A 学生の教育が行われ、本部が置かれているキャンパスを訪問することを予定しています。ただし、書面調査等を踏まえて、特に別のキャンパスの訪問調査を行う必要があると判断された場合はその限りではありません。

改善状況の継続的確認

Q75 認証評価受審後の対応状況の報告は、何について、いつ行えばよいか。

A 評価結果の対応状況の報告は、改善を要する点として指摘された事項について、改善された状況にあると大学が判断した場合には、その状況を当機構が定める様式の対応状況報告書によって、評価実施の翌年度以降各年度6月15日から6月30日の期間に報告して下さい。

ただし、改善された状況にあると大学が判断しない場合でも、評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目に、その旨を報告書に記載の上、報告して下さい。

追評価

Q76 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から7年以内に受審することになるのか。

A 追評価を受けた大学が、次回の認証評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった元の評価の実施年度の翌年度から起算して7年以内に受審することになります。

その他

Q77 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 議事要旨及び会議資料は、機構のウェブサイトに掲載することにより公表しますが、評価対象大学の評価に関わる具体の審議の内容等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

Q78 認証評価の申請は、いつから可能なのか。

A 評価の申請は、翌年度実施分を受け付けています。評価実施の前年度に申請してください（申請受付締切は9月末です）。

Q79 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成において、学科や専攻、教養教育を実施する組織を「教育研究上の基本組織」とした場合、評価手数料は当該組織分について追加されるのか。

A 自己評価における教育研究上の基本組織は、認証評価手数料の算出における学部及び研究科とは異なる考え方によるものですので、評価手数料には影響しません。

Q80 評価担当者（委員）に対する研修の内容について確認したい。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と評価能力の向上を図り、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価の実施に資することを目的としています。

研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や事例に基づく評価結果の分析等を実施します。

Q81 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。

A 機構の認証評価は、透明性の高い開かれた評価を目的としており、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムを改善しています。

機構では、毎年度、認証評価を受けた大学及び評価を担当した委員に対し、評価方法等についてアンケート調査を実施し、その分析結果等をもとに、評価の有効性、適切性につ

いて検証を行っています。例えば、3巡目から実施する認証評価のための実施大綱、大学評価基準及び自己評価実施要項の改訂に当たっては、2巡目までの評価結果をもとに評価対象とする内容を精査することによって、基準の判断に影響をほとんど与えなかった分析内容については、自己評価においても、機構による評価においても分析を求めないこととしたほか、アンケートの自由記述等により明らかとなった実施方法上で改善が必要な点について対応しました。

なお、各年度に実施した認証評価に関する検証の内容、結果及び改善点は、随時、検証結果報告書として取りまとめ、ウェブサイトで公開しています。

Q82 評価結果の公表の際に付録として公開される認証評価共通基礎データ及び別紙一覧、根拠資料一覧についてはどのように作成すればよいか。

A 提出いただいた自己評価書等をもとに機構で作成いたしますので、作成する必要はありません。